

## 地域診断及び保健事業の評価に関する検討会規程

## (目的)

第1条 地域診断及び保健事業に関する評価手法について審議するため、国立保健医療科学院に「地域診断及び保健事業の評価に関する検討会」（以下「検討会」という。）を置く。

## (検討会の組織)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 国立保健医療科学院次長（以下「次長」という。）
- (2) 国立保健医療科学院の人材育成部長、疫学部長、公衆衛生看護部長、研究情報センター長の職にある者
- (3) 有識者、健康増進事業の専門家、医療保険者の関係者のうちから国立保健医療科学院長（以下「院長」という。）が指名又は委嘱する者

2 厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室及び保健指導室は、検討会に助言者として参画する。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第1項第1号及び第2号の委員にあつては当該職務の在職期間とする。

- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 前条第1項第3号の委員は再任することができる。

## (委員長)

第4条 検討会に委員長を置き、次長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を行う。

## (会議)

第5条 検討会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 検討会は、地域診断及び保健事業に関する評価手法について審議し、その結果を院長に報告する。

## (庶務)

第6条 検討会の庶務は、国立保健医療科学院総務部総務課及び研究情報センターにおいて処理する。

(作業部会)

第7条 検討会は、検討を効率的に行うため、委員、その他学識経験者等の構成員からなるワーキンググループを設置することができる。

(細則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成20年2月13日から施行する。

設置時の委員の任期は、施行日から平成22年3月31日までとする

## 地域診断及び保健事業の評価に関する検討会 構成委員

- |    |     |                                |
|----|-----|--------------------------------|
| 井伊 | 久美子 | 日本看護協会常任理事                     |
| 今井 | 博久  | 国立保健医療科学院疫学部長                  |
| 内田 | 健夫  | 日本医師会常任理事                      |
| 大江 | 和彦  | 東京大学大学院医療情報経済分野教授              |
| 岡村 | 智教  | 国立循環器病センター予防検診部長               |
| 椎名 | 正樹  | 健康保険組合連合会理事                    |
| 田上 | 豊資  | 高知県中央東福祉保健所長                   |
| 田中 | 一哉  | 国民健康保険中央会理事                    |
| 田中 | 久子  | 女子栄養大学教授                       |
| 津下 | 一代  | あいち健康の森健康科学総合センター副センター長兼健康開発部長 |
| 土井 | 徹   | 国立保健医療科学院研究情報センター長             |
| 林  | 謙治  | 国立保健医療科学院次長                    |
| 平野 | かよ子 | 国立保健医療科学院公衆衛生看護部長              |
| 二見 | 大介  | 日本栄養士会専務理事                     |
| 松田 | 晋哉  | 産業医科大学公衆衛生学教授                  |
| 水嶋 | 春朔  | 国立保健医療科学院人材育成部長                |
| 宮崎 | 美砂子 | 千葉大学看護学部教授                     |

## 地域診断及び保健事業の評価に関する検討会について

### 1. 目 的

- 都道府県、市町村、医療保険者等が、効果的に健康増進事業を行うためには、対象者の疾病の状況・課題等を把握した上で、効果的・効率的に保健事業を実施するとともに、保健事業の効果を評価した上で、次年度の保健事業に取り組む必要がある。
- 都道府県、市町村、医療保険者等が、把握すべき事項については、健康日本21等に示されているところであるが、保健事業の効果を的確に評価するためには、さらに、詳細な評価を行うことが求められる。
- 「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」等において、様々な手法を提示されている。
- これまでの取組を踏まえ、国立保健医療科学院において、都道府県、市町村、医療保険者等が、疾病の状況・課題を把握するとともに、保健事業の効果を評価する方法について検討を行う。

### 2. 本事業の成果

- 本事業の成果として、標準的な健診・保健指導の評価方法等を取りまとめ、ホームページへの掲載、研修会等を通じて、都道府県、市町村、医療保険者等に対して周知を図る。